

新型コロナウイルス感染症対応給付奨学金

本奨学金は、新型コロナウイルス感染症に起因する家計急変が発生した、学生世帯への経済的援助を目的とした給付奨学金です。下記の日程で、本奨学金の募集をいたしますので対象となる方は、期間内に申請手続きをしてください。

	募集時期	振込予定時期
④	6月1日～6月25日	7月中旬
②	7月12日～7月28日	8月下旬
③	8月17日～8月31日	9月下旬

※左記、①～③の期間中に1回のみ受給が可能です。

※①・②で不採用になった場合でも、③の期間に要件を満たす場合は、再申請のうえ、受給が可能です。

【8月募集】 願書配布・受付期間：8月17日（火）～8月31日（火）

■対象者

下記の(A)と(B)両方の条件を満たし、さらに生計維持者において新型コロナウイルス感染症に起因する家計急変の事由①～③のいずれかに該当する場合に本制度の対象となります。

(A)	<p>生計維持者（父母）の年収について、市区町村が発行する「令和3年度（令和2年分）所得証明書」に記載された「所得金額」が、父母合計で日本学生支援機構の第二種奨学金の家計基準を満たしていること。</p> <p>※以下 URL よりご自身が家計基準を満たしているかご確認のうえ、申請してください。</p> <p>https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/daigaku/index.html</p>
(B)	<p>生計維持者が給与所得者の場合は、雇用保険に加入している（いた）こと</p> <p>※ただし、母子・父子家庭の場合は、雇用保険に未加入でも可とする。</p>
①	<p>生計維持者の一方(又は両方)が死亡した場合。</p>
②	<p>生計維持者の一方(又は両方)が2020年9月1日以降に失職（非自発的失業の場合に限る）もしくは生計維持の母体となる会社等が倒産・解散した場合。</p>
③	<p>世帯収入（父母2名の収入合計）において2021年6月・7月の平均収入額が2019年1月～12月の平均収入月額と比べて下記の通り、減少している場合。</p> <p><u>生計維持者（父母）の令和3年度（令和2年分）所得証明書に記載された、所得金額が父母合計で300万円以下の世帯：</u></p> <p>→ 平均収入額が30%以上減少している</p> <p><u>生計維持者（父母）の令和3年度（令和2年分）所得証明書に記載された、所得金額が父母合計で300万円超の世帯：</u></p> <p>→ 平均収入額が40%以上減少している</p> <p>※自営業の場合、平均収入額は所得額（収入から経費等を差し引いた額）の減少率で判定します。</p> <p>※給与所得者の場合、平均収入額は額面金額（社会保険・税控除前）の減少率で判定します。</p> <p>【2019年1月～12月平均収入月額】 = (2019年 年収 - 賞与 - 通勤手当) ÷ 12</p> <p>【2021年6月・7月の平均収入額】 = [(2021年6月給与収入 + 7月給与収入) ÷ 2] - [賞与減収額 ÷ 12]</p> <p>※「賞与減収額」は例年支給されている賞与が2021年1月以降、減額もしくは支給されなかった場合にのみ適用になります。</p> <p>※2021年1月～5月のうち連続した2ヶ月の収入で、上記の条件を満たす場合も、審査対象となりますので、その際は学生部にご相談ください。</p> <p>※2020年8月31日以前に退職している場合は、審査対象外となります。</p>

※生計維持者は父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者となります。

※学籍が「留学中」の学生および過年度生についても申請が可能です。

※ただし「休学中」の学生は対象外とします。

■給付額：40万円（※家計急変の事由が複数該当する場合でも給付額は一律40万円となります。）

■提出書類（※前年度に本奨学金を申請した方で、今年度も申請する場合は、全ての書類をあらためてご提出ください。）

＜全員提出＞	
①	奨学生情報記入シート（所定用紙）
②	願書（所定用紙）
③	父母それぞれの令和2年度（令和元分）所得証明書（市区町村の役所にて発行）
④	父母それぞれの令和3年度（令和2年分）所得証明書（市区町村の役所にて発行）

＜以下は該当する家計急変の事由に応じて提出＞	
①生計維持者が死亡した場合	死亡診断書（写し）および住民票（死亡日記載のもの）
②生計維持者が失職もしくは勤務先が倒産した場合	【会社員・パートタイマーの方】 ①最新の雇用保険受給資格者証の写し、もしくは雇用保険被保険者離職票の写し ※母子・父子家庭で、雇用保険に未加入の方は事業所作成の退職証明書を提出ください。
	【自営業の方】 ①廃業を証明する書類（開廃業等届出書等）
③世帯収入（父母2名の収入合計）において2021年6月・7月の平均収入額が2019年1月～12月の平均収入月額より減少している場合 ※減収の有無に関わらず、父母両方とも提出が必要です。	【会社員・パートタイマーの方】 <u>全員</u> ①雇用保険被保険者証の写し ※母子・父子家庭で、雇用保険に未加入の方は願書の「出願理由について」の欄にその旨を書き添えてください。 <u>全員</u> ②2019年分の給与支払証明書（所定用紙） → 所定用紙を学生部 Web サイトより印刷し、勤務先に作成を依頼してください。 <u>全員</u> ③2021年6月・7月の給与明細（写し） <u>賞与が減額されている方のみ</u> ④2021年分の給与支払（見込）証明書（所定用紙） → 所定用紙を学生部 Web サイトより印刷し、勤務先に作成を依頼してください。
	【自営業の方】 <u>全員</u> ①2019年分の確定申告書の写し → 確定申告書を提出する場合は、第一表、第二表、収支内訳書または青色申告決算書の三点を提出してください。 <u>全員</u> ②2021年の所得報告書（所定用紙） → 所定用紙を学生部 Web サイトより印刷し、記入・押印してください。 <u>全員</u> ③2021年6月・7月の事業収入額が分かる帳簿等コピー

■申請書類の交付方法

願書およびその他の所定用紙は、学生部 Web サイト（奨学金サイト）よりダウンロードの上、各自で印刷してください。
○ダウンロード経路：「明治学院大学ホームページ」→「学生生活」→「学費・奨学金」→「奨学金」→「【家計急変の方対象】新型コロナウイルス感染症対応給付奨学金のご案内」

■申請書類の提出方法

申請書類は、下記の学生課宛に郵送してください。

対象となる学生	所属校舎	郵送先
文・経済・社会・法・心理学部の1・2年次生 国際学部生（全学年）	横浜学生課 （横浜校舎）	〒244-8539 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 1518 明治学院大学 横浜学生課 奨学金担当
文・経済・社会・法・心理学部の3年次生以上	白金学生課 （白金校舎）	〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37 明治学院大学 学生課 奨学金担当

■提出期限

2021年8月31日（火）まで ※消印有効

■審査

提出書類に基づいて審査を行い判定します。

■採用者発表

2021年9月21日（火）（予定）※採否についてはポートヘボンを通じてお知らせいたします。

■給付日

2021年9月30日（木）（予定）

ご相談・ご質問等については、下記へご連絡をお願いします。

【1-2年生、国際学部生】横浜学生課（045-863-2029）gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp

【3-4年生(国際学部生以外)】白金学生課（03-5421-5157）gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp

※メールで問い合わせいただく際には、メール本文に学籍番号をご記入ください。

2021年8月1日 明治学院大学 学生部